

町・県民税の申告相談の季節です

今年も町・県民税の申告の時期になりました。申告書の提出がないと、金融機関からの借入、保育所の入所、または児童手当等に使用する証明書が発行できなくなりますので、必ず期間内に申告してください。

また、期間間近、特に3月7日以降になると大変混雑し、ご迷惑をおかけすることになりますので、申告はなるべくお早めにお願ひします。

問い合わせ 税務課住民税係(内線1302~134)

◇申告する人

- ①平成20年1月1日現在、三芳町に住所のある人。
- ②他市町村に居住し、三芳町に事業所または家屋敷を所有する人。
- ※町・県民税の申告用紙は、1月下旬に送付していますが、届いていない人で申告が必要な人は、住民税係まで連絡ください。

◇申告しない人もよい人

- ①サラリーマンの場合で勤務先から町に給与支払報告書が送付される人。
- ②所得税の確定申告書が送付されている人。
- ③納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族になっている人。

◇申告に必要なもの

- ①申告書
- ②印鑑
- ③ボールペン及び計算用具
- ④源泉徴収票
- ⑤国保・年金、生命保険等の領収書

※申告する人が、平成19年中に納めた国民健康保険税と国民年金保険料は、本人の分はもちろん、家族の分も含め、全額が所得税と町・県民税の控除対象になります。所得税の申告手続きの際には、必ず領収書を持参してください。

ただし、納税義務者が単身赴任などで、町外に住んでいる場合は申告してください。

◇申告に関するお願ひ

- ①所得税の確定申告書が送付されている人は、川越税務署に申告してください。
- ②自分で申告書の記載ができる人または源泉徴収票の提出だけで申告が完了する人は、郵送でも受付けています。

- ③申告期間中は、職員が会場へ出ていますので、税務課の窓口では申告の受け付けはできません。
- ④青色申告や分離課税所得(退職所得・株式等の譲渡所得を含む)の申告相談は川越税務署での申告となります。

平日以外にも2月24日と3月2日の日曜日に申告相談を受け付けています。なお、対象地域は左表のとおりですが、両日とも相当の混雑が予想されますので、予めご了承ください。

町・県民税の申告相談日時および会場

期 日	対 象 地 域		会 場
	午前9時~11時	午後1時~4時	
2月18日(月)	上富1区	上富2・3区	三芳町役場 3階会議室
19日(火)	北永井1区	北永井2・3区	
20日(水)	北永井1区	北永井2・3区	
21日(木)	藤久保1区		
22日(金)	藤久保1区		
24日(日)	上富・北永井・みよし台		
25日(月)	藤久保2区		
26日(火)	藤久保2区		
27日(水)	藤久保3区		
28日(木)	藤久保3区		
29日(金)	藤久保4区		
3月2日(日)	藤久保・竹間沢		
3日(月)	藤久保5区		
4日(火)	藤久保6区		
5日(水)	竹間沢1区		
6日(木)	みよし台1区		
7日(金)	この期間は、上記の日程に都合のつかない人が対象になります。		
10日(月)			
11日(火)			
12日(水)			
13日(木)			
14日(金)			
17日(月)			

所得税の確定申告はお早めに!

「郵送による提出」にご協力をお願いします!

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます。

国税庁のホームページでは、パソコンで所得税の確定申告書が作成できる「確定申告書作成コーナー」を提供しています。税務署へ出向くこともなく自宅などで都合のよい時間に申告書を作成できて大変便利です。作成した申告書は添付書類とともに、そのまま郵送などで税務署に提出できますのでぜひご利用ください。

「国税庁ホームページ」アドレス <http://www.nta.go.jp>

- 川越税務署
- 申告案内窓口
- 〒350-1866
- 川越市大字並木452
- 235-19465

◇問い合わせ

また、この2日間は、東上パルビル会場での相談は行っておりませんので、ご注意ください。

障害者控除対象者認定書を交付します。

所得税・町民税の申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提出することにより障害者控除が受けられます。

65歳以上で要介護1から5の認定を受けている人に対して、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので申請してください。

■申請場所・問い合わせ 高齢者支援課(内線184~187)

還付申告をされる人へ

還付申告相談会場では、サラリーマン等が所得税の還付を受けるための確定申告を2月6日から受け付けています。源泉徴収票(原本)と必要書類(広報みよし1月15日号参照)を持参し、申告してください。

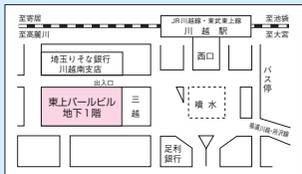
◇受付内容

- ①給与所得者で、医療費控除を受ける人
- ②給与所得者で、平成19年の途中で退職したため年末調整を受けられなかった人
- ③公的年金を受給している人

(注)①~③以外の内容の人は、東上パルビルでは受付できませんので、川越税務署へ申告してください。

◇問い合わせ

川越税務署 ☎ 235-19465



◇受付期間 2月6日(水)~3月12日(水) ※土、日曜・祝日を除く

◇受付時間 午前9時~11時 午後1時~3時

◇還付申告の相談会場 東上パルビル地下1階(川越駅西口徒歩1分)

税制改正による平成20年度個人住民税の主な改正内容

▽地震保険料控除の創設 平成20年度から損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除が創設され、支払った地震保険料の2分の1(上限2万5千円)が控除されます。経過措置として一定の長期損害保険料については、地震保険料控除の対象となります(上限1万円)。

▽住民税住宅ローン控除(税額控除)の創設 平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除されない額がある場合は、住民税(所得割額)から控除できます。

▽老年者に対する非課税措置の廃止 平成19年1月1日において65歳に達していた人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止となります。

▽税源移譲による経過措置 平成19年中の所得が大きく減少した結果、所得税がからなくなり住民税増加による負担増が生じる場合、平成19年度分の住民税を税源移譲前まで減額する措置が設けられます。